

茨木市中小企業融資信用保証料補助のご案内

茨木市では、以下の要件で保証協会に納付した信用保証料を補助する制度を実施しています。

補助対象者

茨木市中小企業振興資金、茨木市中小企業設備投資応援資金及び大阪府中小企業融資制度(小規模企業サポート資金、開業・スタートアップ応援資金、経営安定サポート資金、新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金、新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金)で茨木市内の事業所に係る事業資金として**600万円以下の融資**を受けた方

※本補助は、原則、各年度に**1回限り**です。

災害や新型コロナウイルス感染症に係る融資については、2回目以降でも補助対象となる場合があります。

※市外事業所の運転・設備資金(市外への出店資金、市外店舗の改装資金、市外での営業資金など)や既保証分に係る保証料は**補助対象外**となります。

補助金額

茨木市中小企業振興資金 → 支払った保証料**全額**

茨木市中小企業設備投資応援資金、大阪府中小企業融資制度 → **保証料率1%**相当分(保証料率1%未満の場合は、当該保証料)

※返戻保証料充当額や国等からの補助金は補助金額から差し引きます。

申請期間

貸付日(融資日)から3か月以内

※申請期間を過ぎると受付できません。

必要書類

※①～③の書類はお返ししていませんので、**必ず**写しをご提出ください。

- ① **保証決定のお知らせ(写)** (金融機関から交付されます。)・紛失された方は、借入金融機関で信用保証書の写しを請求してください。
- ② **返済予定表(写)** (金融機関での融資手続完了後、金融機関から送付されます。)
- ③ **信用保証委託申込書**・金融機関で申込をされた方は、申込金融機関に請求してください。
- ④ **市税の完納証明書** (未納の市税がある場合は、補助対象となりません。)・補助の要件確認後に市民税課に申請していただくため、事前にご準備いただく必要はありません。・完納証明書の申請時に、申請者の身分証明書(運転免許証、パスポート等)、手数料300円が必要です。・開業・スタートアップ応援資金をご利用の方で、確定申告時期が未到来のために完納証明書が発行されない場合は、開業届(法人の場合は法人設立届)をご提出ください。
- ⑤ **振込先の確認できるもの(通帳等)**
- ⑥ **印鑑(法人の場合:法人の実印)**・社名等のゴム印があれば、お持ちください。

申請先

茨木市 産業環境部 商工労政課 (市役所本館7階)

TEL 072-620-1620 (平日8:45～17:15) FAX 072-627-0289